

人へ、街へ、未来へ。



東急電鉄

2025年11月11日

運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則

- (1) 東急電鉄ICカード乗車券取扱規則
- (2) 東急電鉄障害者用ICカード乗車券取扱特約

2. 改定日

2025年11月14日(金)初電から

3. 改定内容

新旧対照表をご確認ください。

以 上

現行	改定
東急電鉄 I C カード乗車券取扱規則 2019.10.1 制定 2025.4.1 現在 ～（前略）～ （発売） 第 11 条 PASMO は PASMO 取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名 PASMO の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。 2 旅客が PASMO に定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則等に定める定期乗車券を PASMO へ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。 3 旅客が PASMO に企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券を PASMO へ発売する。 4 第 2 項および第 3 項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用 PASMO に、小児の使用に供するものは小児用 PASMO にその機能を付加する。なお、第 2 項により発売する定期乗車券の機能を無記名 PASMO に付加するときは、当該無記名 PASMO を記名 PASMO に変更する場合に限り取扱う。	東急電鉄 I C カード乗車券取扱規則 2019.10.1 制定 2025.11.14 現在 ～（前略）～ （発売） 第 11 条 PASMO は PASMO 取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名 PASMO の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。 2 旅客が PASMO に定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則等に定める定期乗車券を PASMO へ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。 3 旅客が PASMO に企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券を PASMO へ発売する。 4 第 2 項および第 3 項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用 PASMO に、小児の使用に供するものは小児用 PASMO にその機能を付加する。なお、第 2 項により発売する定期乗車券の機能を無記名 PASMO に付加するときは、当該無記名 PASMO を記名 PASMO に変更する場合に限り取扱う。

5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない

6 旅客が定期乗車券購入時に、ICカード乗車券を処理する機器により、任意の固有な番号を設定することができる。

～（中略）～

（紛失再発行）

第22条 ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券またはIC

5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない

6 旅客は第2項および第4項の定めによる定期乗車券購入時に、ICカード乗車券を処理する機器により、任意の固有な番号を自ら入力し設定することができる。

～（中略）～

（紛失再発行）

第22条 ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券またはIC

企画乗車券を再発行する。また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号から第 5 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- (4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する IC 定期乗車券または IC 企画乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名 PASMO の紛失再発行手数料は PASMO 取扱規則の定めによる。

5 第 2 項により使用停止措置を行った一体型 PASMO を使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。

- (1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第 3 項第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
- (2) 企画乗車券については、第 3 項第 2 号および第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。

企画乗車券を再発行する。また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号から第 5 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- (4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する IC 定期乗車券または IC 企画乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名 PASMO の紛失再発行手数料は PASMO 取扱規則の定めによる。

5 第 2 項により使用停止措置を行った一体型 PASMO を使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。

- (1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第 3 項第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
- (2) 企画乗車券については、第 3 項第 2 号および第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。

- (3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
- (4) 第 1 号および第 2 号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第 3 項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。
- 6 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が発見された場合に、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 7 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが IC 定期乗車券または IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

第 23 条 ICSF 乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO 取扱規則の定めるところにより行う。

- 2 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- (3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
- (4) 第 1 号および第 2 号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第 3 項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。
- 6 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が発見された場合に、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 7 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが IC 定期乗車券または IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

- 8 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める申請書の提出を省略することができる。

(障害再発行)

第 23 条 ICSF 乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO 取扱規則の定めるところにより行う。

- 2 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により再発行整理票が発行された当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 IC カード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC カード乗車券を再発行する。また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号および第 3 号から第 7 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。 (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。 (2) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を提出すること。 (3) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。 (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。 (5) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示すること。 (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。 (7) 旅客が障害状態となった当該一体型 PASMO と株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。	3 前項により再発行整理票が発行された当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 IC カード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC カード乗車券を再発行する。また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号および第 3 号から第 7 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。 (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。 (2) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を提出すること。 (3) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。 (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。 (5) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示すること。 (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。 (7) 旅客が障害状態となった当該一体型 PASMO と株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること
4 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。	4 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該 ICSF 乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは PASMO 取扱規則の定めによる。	5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該 ICSF 乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは PASMO 取扱規則の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2) 旅客の故意または重大な過失により IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 20 条第 9 号により無効となった場合
- (→第 20 条「無効となる場合」)

～（中略）～

(払いもどし)

第 26 条 旅客が、PASMO が不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO 取扱規則の定めにより払いもどしを行う。

- 2 旅客が、IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 3 旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよび PASMO 取扱規則に定める記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 定期乗車券 1 枚につき 220 円とす

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2) 旅客の故意または重大な過失により IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 20 条第 9 号により無効となった場合
- (→第 20 条「無効となる場合」)

6 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める申請書の提出を省略することができる。

～（中略）～

(払いもどし)

第 26 条 旅客が、PASMO が不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO 取扱規則の定めにより払いもどしを行う。

- 2 旅客が、IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 3 旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよび PASMO 取扱規則に定める記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 定期乗車券 1 枚につき 220 円とす

る。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- (2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- (2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める無記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC企画乗車券1枚につき220円とす

る。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- (2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- (2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める無記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC企画乗車券1枚につき220円とす

る。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

8 第 1 項にかかわらず、第 24 条第 3 項に定める移し替えにより一体型 PASMO を払いもどす場合は、PASMO 取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

9 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において自ら IC 定期乗車券を払いもどしする場合、第 11 条第 6 項で定めた任意の固有な番号を利用することにより、第 2 項に定めた当社が定める申請書の提出、および公的証明書等の呈示を省略することができる。

～（以下略）～

る。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

8 第 1 項にかかわらず、第 24 条第 3 項に定める移し替えにより一体型 PASMO を払いもどす場合は、PASMO 取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

9 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において自ら IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能を払いもどしする場合、第 11 条第 6 項に定める任意の固有な番号を利用することにより、第 2 項に定める申請書の提出、および公的証明書等の呈示を省略することができる。

10 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める申請書の提出を省略することができる。

～（以下略）～

現行	改定
東急電鉄障害者用 IC カード乗車券取扱特約 2023. 3.18 制定 2025. 4 . 1 現在 ～（前略）～ （発売） 第 6 条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、障害者とその介護者に対して同時に発売する。 ～（中略）～ （障がい者用PASMOの個人情報変更） 第 11 条 改氏名等により、障がい者用PASMOの記名人本人の個人情報と障がい者用PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用PASMOを使用してはならない。 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該障がい者用PASMO	東急電鉄障害者用 IC カード乗車券取扱特約 2023. 3 .18 制定 2025.11.14 現在 ～（前略）～ （発売） 第 6 条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、障害者とその介護者に対して同時に発売する。 3 旅客がICカード乗車券を処理する機器において購入申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める購入申込書の提出を省略することができる。 ～（中略）～ （障がい者用PASMOの個人情報変更） 第 11 条 改氏名等により、障がい者用PASMOの記名人本人の個人情報と障がい者用PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用PASMOを使用してはならない。 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該障がい者用PASMO

を当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

～（中略）～

（紛失再発行）

第 14 条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券裏面に刻印されたものと異

を当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。**ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申込書の提出を省略することができる。**

～（中略）～

（紛失再発行）

第 14 条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券裏面に刻印されたものと異

なるカード番号の障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する障がい者用 PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券それぞれ 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用 PASMO の紛失再発行手数料は障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。

5 当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

6 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。

7 障がい者用 IC カード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 IC カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 IC カード乗車券を使用することはできない。

なるカード番号の障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する障がい者用 PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券それぞれ 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用 PASMO の紛失再発行手数料は障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。

5 当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

6 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。

7 障がい者用 IC カード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 IC カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 IC カード乗車券を使用することはできない。

(障害再発行)

第 15 条 障がい者用ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ICカード乗車券を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

8 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第 1 項および第 2 項に定める申請書の提出を省略することができる。

(障害再発行)

第 15 条 障がい者用ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ICカード乗車券を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

4 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合（→第12条「無効となる場合」）

6 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用ICカード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間内に限り使用することができる。

～（中略）～

（払いもどし）

第 18 条 旅客が、障がい者用PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。

4 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合（→第12条「無効となる場合」）

6 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用ICカード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間内に限り使用することができる。

～（中略）～

（払いもどし）

第 18 条 旅客が、障がい者用PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。

7 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第 1 項および第 2 項に定める申請書の提出を省略することができる。

2 旅客が、障がい者用IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、障がい者用IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用PASMO取扱特約に定める障がい者用PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者IC定期乗車券および介護者IC定期乗車券それぞれ1枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

(障がい者用PASMOの変更)

第 19 条 旅客が無記名PASMOを差し出して、障がい者用PASMOへの変更を申し出た場合、または記名 PASMOを差し出して障がい者PASMOへの変更を申し出た場

2 旅客が、障がい者用IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、障がい者用IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用PASMO取扱特約に定める障がい者用PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者IC定期乗車券および介護者IC定期乗車券それぞれ1枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

5 旅客が、ICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第 1 項に定める申請書の提出を省略することができる。

(障がい者用PASMOの変更)

第 19 条 旅客が無記名PASMOを差し出して、障がい者用PASMOへの変更を申し出た場合、または記名 PASMOを差し出して障がい者PASMOへの変更を申し出た場

合（障害者本人が記名PASMOの記名人に限る）は、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより障がい者用PASMOまたは障がい者PASMOへの変更を行う。

- 2 障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、記名PASMOから介護者PASMOへの変更、障がい者用PASMOから無記名PASMOおよび記名PASMOへの変更はできない。
- 3 定期乗車券の機能が付加された記名PASMOから障がい者PASMOへの変更はできない。

（有効期限の更新）

第 20 条 旅客が、有効期限を超えて障がい者用 PASMO の使用を希望する場合、別に定める申請書および当該障がい者用 PASMO を提出しかつ手帳の呈示を行うものとする。

- 2 前項のほか、当社は、当該障がい者用PASMOのSF残額履歴を確認し、引き続き障がい者用PASMOの使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月末日を新たな有効期限とする。

～（以下略）～

合（障害者本人が記名PASMOの記名人に限る）は、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより障がい者用PASMOまたは障がい者PASMOへの変更を行う。**ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において購入申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、購入申込書の提出を省略することができる。**

- 2 障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、記名PASMOから介護者PASMOへの変更、障がい者用PASMOから無記名PASMOおよび記名PASMOへの変更はできない。
- 3 定期乗車券の機能が付加された記名PASMOから障がい者PASMOへの変更はできない。

（有効期限の更新）

第 20 条 旅客が、有効期限を超えて障がい者用 PASMO の使用を希望する場合、別に定める申請書および当該障がい者用 PASMO を提出しかつ手帳の呈示を行うものとする。**ただし、旅客が IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。**

- 2 前項のほか、当社は、当該障がい者用PASMOのSF残額履歴を確認し、引き続き障がい者用PASMOの使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月末日を新たな有効期限とする。

～（以下略）～